

事業主・従業員の
スキルアップを支援します。

対象となる資格の範囲を大幅拡大！ 米原市事業者人材育成支援事業補助金

補助対象経費

事業者が事業主または従業員の事業経営上有用な資格または免許の取得もしくは更新のために負担する経費

- (1) 業務を行う上で法律等により義務付けられている資格等の受験料
- (2) 商工会議所が主催する検定試験の受験料等

※補助対象経費は、令和8年3月31日までに合否が発表され、その期限内に支払いを完了できるものに限ります。

※資格等を取得した場合のみ、補助金の対象となります。

補助金額

最大20万円(補助率2分の1)

補助対象要件

- (1) 米原市内に事業所がある法人または個人事業主
- (2) 本店、支店、工場等の全従業員の人数が300人以下の企業
- (3) 市税等を滞納していないこと
- (4) その他、要綱に定める要件

補助制度の詳細や申請書等は下記の
米原市公式HPから確認してください。



対象となる資格(例)

-  フォークリフト運転、ガス溶接、玉掛け、高所作業車運転、建物物石綿含有建材調査者
-  日商簿記、日商PC、電子会計実務、販売士、日商プログラミング、日商マスター

申請から補助金交付までの流れ

交付申請

●事業実施前には、以下の書類をお近くのシティセールス課・山東支所・各市民自治センターへ提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号 第5条関係)
- (2) 事業者人材育成支援事業 事業計画書(様式第1号 第6条関係)
- (3) 受験者数および受験等費用見込一覧(様式第2号 第6条関係)
- (4) 試験等の内容および経費がわかる書類(試験案内、パンフレットの写し等)
- (5) 従業員との雇用関係がわかる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し等)
- (6) 市内で事業を営んでいることがわかる直近の書類(登記事項証明書、市税に係る法人設立(開設)申告書、開業届の写し等)

●申請内容の確認後、補助金等交付決定通知書を郵送します。(郵送まで1~2週間かかります。)

●補助金の対象となる経費は以下のとおりです。

- (1) 業務を行う上で法律等により義務付けられている資格等の受験料
- (2) 商工会議所が実施する検定試験の受験料
- (3) 上記の資格等の受験等のため、資格等の認定団体が指定する講習、テキスト等に係る費用

以下の内容は必ずご確認ください。

- 交付が決定される前に受験および受講した資格等は、補助対象経費の対象外です。
- 事業者が直接雇用し、雇用期間の定めがない従業員が資格等を取得もしくは更新するために要する経費のみ対象です。
- 令和8年3月31日までに合否が発表され、その期限内に支払いを完了したものが補助対象経費の対象になります。

実績報告

●実績報告時には、以下の書類をお近くのシティセールス課・山東支所・各市民自治センターへ提出してください。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第7号 第15条関係)
- (2) 事業者人材育成支援事業 事業実績報告書(様式第3号 第7条関係)
- (3) 合格者数および受験等費用一覧(様式第4号 第7条関係)
- (4) 資格等を取得し、または更新したことを証する書類(免許証、修了証の写し等)
- (5) 補助対象経費に係る支払いの証拠書類(領収書その他これに類する書類の写し等)
- (6) 補助金等交付請求書(様式第9号 第18条関係)
- (7) 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

●実績報告内容の確認後、補助金等交付確定通知書を郵送します。(郵送まで1~2週間かかります。)

以下の内容は必ずご確認ください。

- 資格等を取得した場合のみ、補助対象経費になります。
- 令和8年3月31日までに合否が発表され、その期限内に支払いを完了したものが補助対象経費の対象になります。